

府民生活部書面審査 2012 年 10 月 25 日 (大要)

10 月 25 日に府民生活部書面審査がおこなわれ、日本共産党の浜田よしゆき、山内よし子両議員が質問をしました。

浜田委員の質問と答弁

原子力防災計画の見直しについて

【浜田よしゆき委員】昨日の原子力規制委員会で、放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果が初めて報告された。福島原発事故のような苛酷事故が起こった場合、事故後 1 週間の積算被ばく量が 100 ミリシーベルトに達する地点が、4 原発で 30 キロを越える。大飯原発の場合、京都市右京区で 32.2 キロの地点があった。年間に換算すると 5.2 シーベルトとなり、致死量になる。この報告を府としてどう受け止めているのか。府の地域防災計画（原子力防災計画）の見直しにどう反映するのか。

【山田危機管理監】京都府にとって影響が大きいというのは間違いのないことだろう。「SPEEDI（スピーディ、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）」と「MACCS（マックス 2、放射性物質拡散予測システム）」のシステムの相違点が相当ある。こういう点も含め国に説明を求めている。国は 11 月 2 日に関係道府県担当者を集めて説明会を行なう。ここで十分情報をとり、今後の対応を考える。昨日の原子力規制委員会では、指針の素案が話し合われたようだが、成案に至れば法律に基づき準拠していくので議論していきたい。

【浜田】昨日の知事記者会見で「この結果を受けて、原発事故が府内に影響するのを再確認した」といわれた。しっかりと対応をしていただきたい。

国が 3 月に UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）30 キロの案を示したことを受けて、30 キロ圏内に入る府内の自治体では、原子力防災計画の見直しを行なっている。舞鶴市は避難計画では、市内 31 ヶ所の小中学校や公立施設に徒歩等で結集、そこから集団でバス、海上自衛隊や海上保安庁の船舶、鉄道、タクシー等で避難するとなっている。しかし、UPZ は 30 キロだから、高浜原発の場合、88,869 人の市民全員が避難対象になり、大飯原発でも市民の 7 割にあたる 62,987 人が避難対象になる。これだけの市民を避難させることができるのか。舞鶴市をはじめ府内の自治体の避難計画については検討されているのか。

【危機管理監】防災計画については、3 月からは暫定 30 キロで関係市町村と議論を進めている。広域避難についても、府内市町村の役場面積、機能移転するとしたらどのくらいいるのかなど、南海トラフ（地震）も念頭に、府内全市町村にアンケートをとり、調整を行なっている。さらに、関西広域連合でもこの 5 月に私のほうから広域避難の協力要請を行なっている。

【浜田】避難計画一つとっても、舞鶴の場合、バスで避難するなら 50 人乗りで 1800 台必要だが、府内全体で 900 台、南丹市以北だけなら 228 台しか確保できないなどの問題がある。避難場所については、北部の市町の計画では、京都市内や南部地域が避難場所になっている。10 月 22 日付の京都新聞の報道では、府原子力専門委員の三澤毅・京都大学原子炉実験所教授も「全避難が必要な舞鶴単独で計画を作るのは不可能。府の早期支援が必要だ」と指摘している。市町まかせでなく、府として広域的な計画を責任を持って、急いで決める必要があるのではないか。

【危機管理監】舞鶴は東日本の経験も踏まえながら、コミュニティの継続という観点から、徒歩で近く

に集まり、公共交通で一緒に動く計画をつくっている。乗用車などどちらのほうがより早く避難できるのか、委員指摘のバスをどれだけの時間でチャーターできるかなどは、議決いただいた「シミュレーション」でやっていきたい。これについても勝手に逃げの方がどれだけ予想されるか等があり、全国同じような考え方でやるべきではないかと国に申し立てているが、こういう詰めも並行してやっていきたい。

【浜田】市町が計画を立てても、避難先が市外にでる場合など計画に矛盾が起こってくるわけで、京都府が計画を作ることが一番大事だ。毎日新聞が報道した、30キロ圏内に含まれる21道府県の避難準備状況を調査結果によると、京都府は、避難先は「調整中」、避難手段は「めど立たず」となっており、府民は非常に不安だ。府としての計画を持っていただきたい。

いずれにしても、避難計画一つとっても、実現可能な計画をたてることは困難であり、原発事故を絶対に起こさないことが必要だ。そのためにも、危険な原発の再稼働を絶対に許さず、即時原発ゼロの政治決断こそ、求められている。

大飯原発再稼働問題について

【浜田】大飯原発の再稼働問題が議論された5月22日の全協で、私は、そもそも原発の再稼働の問題と電力需給の問題をてんびんにかけるべきではない、原発の再稼働は、安全性の確保が絶対条件であり、「電力の需給のことを考えれば、多少の危険に目をつむれ」という議論は、こと原発に関しては絶対に通用しないとして、京都府の認識をただした。山田危機管理監は、「てんびんにかける問題ではないと考えています。事故の安心、安全の確保は、当然のことです」と明言された。ところが山田知事は、その9日後に再稼働を容認し、朝日新聞のインタビューで「最後は、安全性と電力需給を天秤にかけないといけなかった」と述べている。全協での危機管理監の答弁とは異なる知事の対応について、どう考えるのか。

【危機管理監】私どもは首尾一貫している。先の知事答弁でも誤解を招かないように「総合的に検討する」という明快な答弁をされている。

【浜田】9月議会代表質問で、この夏の電力需給の結果、原発を動かさなくても電力は足りていたことが明らかになったもとので、迫議員の「大飯原発の稼働中止を国と関電に求めるべき」という質問に対し、知事は、「原子力規制委員会が速やかに安全基準を作成し、大飯原発の再審査を行うべきである」ということを関西広域連合から政府に対して申し入れた」と答弁された。しかし、原子力規制委員会は、「3月末までに安全基準を作成する、それまでは、現在停止中の原発の再稼働はない」としている。それならば、大飯原発も停止すべきではないか。

【危機管理監】私どもは、責任ある専門家、いまでいう規制委員会が、暫定ではなく恒常的な安全基準を早く示されるべき。そうでないならあくまで暫定的な稼働になる。電力需給、核燃料サイクルも含めたエネルギー政策をしっかりと議論することが前提だ。当時の細野大臣のほうからそういうことをしっかりと議論していく。そういう結論が出た場合は、稼働中であってもバックヒット（新基準に合うよう更新等行なう）させていくという発言があったので、連合としてもそういう推移に至っている。

【浜田】再稼働の条件問題で、山田知事は12日の定例会見で、関西電力に求めている高浜原発の安全協定締結について、「府の意見が反映されない協定内容なら結ばないし、結ばないなら再稼働に賛成しない」と述べた。裏返せば、安全協定が結ばれたら、再稼働は認めるということだ。安全協定の締結が再稼働の条件だということか。

【危機管理監】高浜の再稼働が議論され、そういうものが政府で議論される場合に府としては、当然ながら、協定がないと話にならないという趣旨でおっしゃったと理解している。

【浜田】協定ができれば稼働を認めるということではないのか。

【危機管理監】協定があれば直ちに稼働するということを上申しているわけではない。

【浜田】大飯原発の再稼働にあたっては、知事の説明でも「暫定的な安全判断による限定的なものだ」

といわれた。危機管理監は、「安全性の確保は当然」と言われた。原発の再稼働の条件というのは、安全性の確保は絶対条件だということか。

【危機管理監】安全性の確保は絶対に譲れない。これは皆さんそういう条件だろう。

【浜田】そうであるならば、大飯原発の再稼働は停止をもとめるべきだ。+

関西電力との安全協定について

【浜田】関西電力が滋賀県に対して隣接自治体以外とは安全協定を結ばない方針だが、京都府にあてはめれば、隣接するのは舞鶴市、綾部市、南丹市だけで、国の示した防災対策重点地域（原発半径30キロ）に含まれる8市町のうち、京都市、福知山市、宮津市、京丹波町、伊根町は対象外になる。放射能の拡散に境界は関係ないのですから、関西電力のこの姿勢は重大だ。京都府と関西電力との安全協定の現状も含めて、京都府として、関西電力へどう臨まれるつもりか。

【危機管理監】いまのお話が通報協定であるならば、お隣は連絡する、30キロ圏内の一つ市町村を挟むから連絡しない、これは誰が考えてもおかしいでしょとおっしゃっている。そういう姿勢で関西広域連合からも30キロ圏内についてもしっかりやるべきだろうという申し入れをしたところだ。

山内委員の質問と答弁

同和事業整理費について（同和奨学金）

【山内委員】同和事業整理に要した費用で約8億3000万円計上されている。その内同和事業整理費6億1278万。返還を京都府が肩代わりをすとなっている。これまでの支出総額はいくらか。今後の支出はいくらなのか。同時に高校の奨学金と大学の奨学金の割合がどうなっているのか。

【北村人権啓発室長】同和奨学金についてですが、貸付者が6900人、総額106億円事業を実施してきた。返済済みが44億6000万円、返還免除26億5000万、残額、貸付残高23年度末で34億8000万円。今後の見通し、国庫制度導入でこの制度がなりたっている。返還免除状況等いろいろあって、たしかな事ではないが試算しているところでは、37年度まで償還対策資金をうっていく。国庫実質負担を要する額としては14億8000万円。

【山内】高校と大学の割合はどうなっているのか

【人権啓発室長】ちょっとお待ちください。・・・

【山内】時間がないので後で資料をください。市民ウォッチャー京都が同和奨学金の自治体別返還・滞納状況の全国調査を約3年前に実施しているが、京都府と同じような、免除にならなかった人たちについては、どれだけ所得が高くても府県が返還を肩代わりするという事業をしている自治体はどこにあるのか。

【人権啓発室長】調査したことない。同和奨学金制度も終わっているので承知していない。

【山内】市民ウォッチャー京都によると愛知と三重、京都府ぐらい。肩代わり返還をしているのは少ない。どんなに高所得であっても奨学金の返還を府県が肩代わりをするというのは府民の理解を得られない。肩代わりをする必要があるのか、調査すべきではないか。現在、償還対策事業の対象者の所得状況をどのように把握しているのか。

【人権啓発室長】奨学金の制度のなかで、返還免除というものと府の独自の補助金、償還対策資金あわせもって実施して（実質）給付制を実現しているところ。所得については返還免除にあたるか、所得が生活保護基準の1.5倍以下あるかないかということ把握するために所得調査をしているが、その限度でしているわけで、今の貸与者の所得状況を捕捉する必要はないので捕捉はしていない。

【山内】その方が借りられた奨学金を肩代わりして返済をするのに、その対象者がどういう所得状況にあるのか、生活保護の1.5倍か否かの調査しかしていないと。具体的な所得状況は把握していないということか。

【人権啓発室長】私どもは同和奨学金は実質的給付制が必要だという元にしてきた。借りるときに無制限で借りられているわけではないので、この時点で一定の基準のもとに申請を受けられた方には、将来返還することは必要ない給付制ということでお借りいただいて、安心して借りられた方が出てきて結果が教育の機会均等保障を実現しそれが就労の安定に結びついたという意味で、実質的給付制に効果があったと考えている。

【山内】効果があったかどうかは調査しなければわからない。安定した就労につけているのかは所得状況の調査をすべきではないか。この事業で本当に効果があったというのならば、所得を把握してそれを公表すべきではないか。

【人権啓発室長】制度自体は地対財特法が失効した平成13年度をもって終了し、経過措置17年度をもって完全に終了。今の時点で所得調査する必要ない。

【山内】府民の税金を支出しているわけで事業が終わったといっても府としては平成37年まで償還対策事業は続いていくわけだ。肩代わりをする所得の状況ぐらいは把握をしなければならないと思う。所管は別になるが、様々な京都府の高等学校の奨学金について、たとえば母子寡婦の修学資金などについても、裁判まで行って回収している。お母さんが病気になって仕事をやめ、家計が破綻して返還金を滞納、さらに奨学金を借りて高校を卒業した息子さんも非正規雇用。こうした世帯でも返還を迫られている。同じ京都府の奨学金。それならば返済の免除の条件も同じにすべきではないのか。厳しく指摘をしたい。生活保護基準の1.5倍以下の収入なら返還を免除する。しかしそれ以上であれば、京都府が公金を支出して肩代わり返済するのではなく、返済をお願いするという立場に立つべきではないのか。指摘しておく。

消費者行政問題について

【山内】次に消費者行政について、この間、国の基金でほぼすべての市町村に、消費生活の相談窓口が設置されたが、相談の状況はどうなっているのか、また課題はどうか。

【足立消費生活安全センター長】平成23年度相談件数は5879件。おもな内容は架空請求、不当請求は大幅に減少した。サラ金、ヤミ金、住宅購入も減少。一方で高齢者の相談が年々増えている。

【山内】すべての市町村に消費生活相談窓口が設置されても兼任や非常勤が多い。そうした中でも、本府の研修を受けて資格を取得され、少しずつ相談が増えてきているということを知っている。基金が終了してどうするのかという不安が市町村の相談窓口などにある。国に基金の継続は要望されているが、京都府として、旗を振って市町村の窓口設置、あるいはセンターの設置を推進してきた立場から、本府も継続した支援が必要だと考えるがいかがか。

【金谷府民生活安全部長】こうした取り組みは続けていく必要ある。国に対しても財政措置を含めて要請してきた。

【山内】消費生活にかかる被害を軽減することは臨時的な事業ではなく、国と府県が継続して行わなければならない事業。基金が終了したとしても府の責任はある。

同時に市町村にセンターや窓口が設置されたことにより、本府の相談センターの専門性はより一層大きくなっていくものと考え。この間相談員の方々の待遇改善は、現場の皆さんのご努力で一定進んできたと思うが、まだまだ不十分と考える。本来こうした相談員さんの身分は正規職員にしなければならないと考えるがいかがか。

【センター長】生活相談業務というのは専門的で経験があるので、非常勤嘱託という形で特殊性に照ら

して嘱託業務でお願いしている。

【山内】正規にしてほしいという要望はある。消費者庁が平成 24 年に調査をしていて、消費者庁の相談員に対する待遇面についての調査でも、消費生活相談を充実させていくために今後必要なこととして、身分保障や待遇改善と答える方が 49.9%と一番多い。とくに都道府県の相談員さんでそう回答する方は 56.3%。本府の相談員として働いておられる多くの方が、正規職員にしてほしいという希望がある。消費者庁ができ、その中核を担う府の相談員がいまだに非正規雇用のままでいいのか。

【センター長】常勤以外の形態を希望する人もいる。業務の特殊性に照らして嘱託業務でお願いしている。

【山内】常勤以外の希望者は何人か。

【センター長】統計はとっていない。日常業務のなかでいろいろな方々とお話する中で、勤務形態として常勤を望まないという方もおられた。

【山内】消費者庁の調査の自由回答欄に「現在の非常勤という立場でのままでは生計をたてられない」、「新卒者が就職したいという環境をつくる必要がある」、「やみくもに相談窓口と人数を増やしても体裁を整えても機能しない。正確な情報と高度な専門性を備えた相談員が必要であり、それに見合う待遇が必要だ。今の相談員の給与は自活できない待遇でモチベーションが上がらず限界。相談員の善意に頼ることはやめて現実の窮状に向き合うことが必要だ」、こういう意見が出されている。どれだけ実態を把握し、原因を調査・分析し、その対策を現実的、迅速にやっていくか、現場力をどのように強化するかは相談員の身分保障は喫緊の課題だ。現実を見ないのではなくて、多くの相談員が待遇改善を望んでいることに向き合っていただきたい。要望する。

同時に自治体で定数に位置づけて採用を行っているところが少ないとはいえ増えている。消費者庁の調査では平成 21 年度は定数内で常勤職員として採用されている相談員は全国で 75 人だったが、平成 24 年度は 135 名と 60 人増えている。本府として正規職員として採用すべきではないか。

【センター長】職務の特殊性に照らして嘱託業務でお願いしている。経験が必要なので一つの職場で長くお勤めいただいている。

【山内】専門職で長く務めるとするのは、府の職員だっている。せめて常勤職員として採用すべき。指摘要望しておく。

市町村の窓口の相談員の待遇についても、継続的に勤務していただけるよう待遇改善支援すべきではないか。

【センター長】消費者行政活性化基金が公布されている。この中で平成 20 年に比べ処遇改善したものについては、基金の対象になるという中で待遇改善が図られてきた。

【山内】京都府では非常勤職員、非正規雇用の雇止めはないと思うが、市町村のところではおこっていないのか。

【センター長】知る限りでは承知していない。

【山内】市町村の相談員の専門性を蓄積していくのはこれからだと思う。市町村の窓口相談員も待遇改善ができるような支援を京都府としてもしていただきたい。要望して終わる。